

議案第52号

甲府市歴史文化交流施設条例制定について
甲府市歴史文化交流施設条例を次のように定める。

令和6年6月10日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市歴史文化交流施設条例

(設置)

第1条 華やかになりし小江戸文化を中心とした甲府の豊かな歴史・文化を感じられる場を提供し、もって観光客、市民、県民等の多彩な交流を創出するため、甲府市歴史文化交流施設（以下「歴史文化交流施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 歴史文化交流施設の位置は、甲府市丸の内一丁目250番1とする。

(施設)

第3条 歴史文化交流施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 交流施設
- (2) 交流広場

(事業)

第4条 歴史文化交流施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民、各種団体等の活動、発表等の場として一般の利用に供すること。
- (2) 賑にぎわい及び交流を創出するための各種イベントを開催すること。
- (3) 観光の拠点として、回遊性を向上させること。
- (4) 小江戸甲府の歴史・文化、地場産業等の情報を発信し、体験等を提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史文化交流施設の設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 歴史文化交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 歴史文化交流施設及び駐車場の利用の許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(交流施設の休館日及び開館時間)

第7条 交流施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時（午後6時以後の時間において、第10条に規定する利用者（交流施設の利用者に限る。）がいないときは、午後6時から午後10時までの範囲内において指定管理者が定める時間）までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、交流施設を臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。
- 4 前2項の場合において、指定管理者は、開館日若しくは休館日又は開館時間を、遅滞なく、公表しなければならない。

(交流広場及び駐車場の利用時間)

第8条 交流広場及び駐車場の利用時間は、終日とする。ただし、次条第2項の許可に係る交流広場の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、交流広場及び駐車場の利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第9条 交流施設及び駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 交流広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために、交流広場の全部又は一部を独占して利用すること。

3 指定管理者は、前2項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史文化交流施設及び駐車場の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 施設、設備等を毀損するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、歴史文化交流施設及び駐車場の管理上支障があると認められるとき。

5 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当するときは、交流広場の利用を制限することができる。

(利用料金の納付等)

第10条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

は、当該許可を受けた歴史文化交流施設及び駐車場の利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

3 前項に定める利用料金のほか、利用者は、交流施設の設備器具等を利用する場合は、市長が別に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指

定管理者が定める額の利用料金を納付しなければならない。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に歴史文化交流施設及び駐車場を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) 利用者が、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の条件に違反したとき。

(2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 第9条第4項各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(5) 災害その他の事故により、利用を許可した施設が利用できなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定の適用により、利用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の許可)

第15条 利用者は、歴史文化交流施設及び駐車場の利用に当たって特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、歴史文化交流施設及び駐車場の利用を終了したとき、又は第

14条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用した施設又は設備器具等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 故意又は過失により歴史文化交流施設及び駐車場の施設、設備器具等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他歴史文化交流施設及び駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

3 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例(昭和43年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(28) 歴史文化交流施設

別表(第10条関係)

1 交流施設を利用する場合

区分	単位	平日(土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。)		土曜日、日曜日及び休日	
		午前9時から午後5時	午後5時から午後10	午前9時から午後5時	午後5時から午後10

		まで	時まで	まで	時まで
多目的 ホール	1 時間 につき	3,000 円	4,500 円	3,750 円	5,630 円
多目的 ルーム A から D まで	1 部屋 1 時間につ き	210 円	320 円	260 円	400 円
多目的 ルーム E	1 時間 につき	150 円	230 円	190 円	290 円

備考

- 1 多目的ホールを準備又は片付けに利用する場合は、100分の50に相当する額とする。
- 2 営業又は営利を目的として利用する場合は、100分の200に相当する額とする。
- 3 多目的ホールを営業又は営利を目的として利用する場合において、準備又は片付けに利用する場合は、前項で得た額の100分の50に相当する額とする。
- 4 この表に定める時間以外の時間に利用する場合は、午後5時から午後10時までの欄に掲げる額を適用する。
- 5 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

2 交流広場を利用する場合

区分	単位	平日		土曜日、日曜日及び休日	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
北側広場	1 時間 につき	500 円	750 円	750 円	1,130 円

南側広場	1 時間 につき	180 円	270 円	270 円	410 円
園路（キッチンカーの出店に限る。）	1 台 1 時間 につき	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円

備考

- 1 営業又は営利を目的として利用する場合（キッチンカーを除く。）は、100分の200に相当する額とする。
- 2 この表に定める時間以外の時間に利用する場合は、午後5時から午後10時までの欄に掲げる額を適用する。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

3 駐車場を利用する場合

駐車時間	金額（1台あたり）
午前8時から午後7時まで	20分ごとに100円
午後7時から午前8時まで	30分ごとに100円

備考

- 1 午前8時から午後7時までの利用時間に20分未満の端数があるときは、これを20分とし、午後7時から午前8時までの利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。
- 2 駐車時間が午後7時の前後にまたがるときは、そのまたがる20分までについて100円とし、駐車時間が午前8時の前後にまたがるときは、そのまたがる30分までについて100円とする。

提案理由

甲府の豊かな歴史・文化を感じられる場を提供し、もって観光客、市民、県民等が集い、多彩な交流を創出するため、歴史文化交流施設を設置し、その管理に関する事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。